

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※
※
※
株式会社ヒマラヤ定款
※
※
※
※
※
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

株式会社ヒマラヤ定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社ヒマラヤと称し、英文では、HIMARAYA Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. スポーツ、レジャーに関する用品の販売、輸出入およびレンタル
2. スポーツ、レジャーに関する用品の開発、製造および修理、加工
3. スポーツ、レジャーに関する教室、大会、イベントおよび各種催事の企画、運営ならびに管理の請負
4. スポーツ、レジャーに関する施設の経営、運営、管理および利用に関する会員権の売買ならびにその仲介
5. フランチャイズチェーンシステムによるスポーツ、レジャーに関する用品販売店の経営
6. レストラン、喫茶店等、飲食店業の経営
7. ホテル、旅館等、宿泊業の経営
8. 食品衛生法に基づく食品の製造、販売および処理
9. 酒類の販売および製造
10. 公衆浴場業
11. ソフトウェアの開発および販売
12. 不動産の売買、賃貸借、管理および仲介
13. 古物、絵画、骨董品、美術品の売買および仲介
14. 旅行業法に基づく旅行業
15. 損害保険代理店業務および生命保険の募集に関する業務
16. 特許権、商標権および著作権の保有ならびに運用
17. 広告代理店業務
18. 医療器具の販売および輸出入
19. 宅配取次業務
20. 商品券の販売
21. 発電事業およびその管理、運営ならびに電気の売買に関する事業
22. インターネットによる通信販売
23. 倉庫業
24. 運送業および貨物運送取扱業
25. 特定旅客自動車運送事業
26. 電気通信事業関連の通信提供サービス
27. 警備業務

28. 公共施設の運営受託に関する業務
29. 労働者派遣事業
30. 教育・学習支援業
31. 各種教室、イベント、および催事の企画、運営事業
32. 上記事業に関する投資業およびコンサルタント業務
33. 介護保険法に基づく介護サービスおよび介護予防・日常生活支援総合事業
34. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を岐阜県岐阜市に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告によりこれを行う。

② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、40,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(新株予約権無償割当の決定機関)

第 10 条 新株予約権無償割当に関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

(招 集)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎年 11 月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容であ

る情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主またはその法定代理人は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、議決権を行使することができる当会社の株主1名に限る。

- ② 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)

第21条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任決議のあった株主総会後、2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第25条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- ② 取締役会の決議によって、取締役社長1名のほか、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

- ② 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けた財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める範囲内とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席した監査等委員の過半数で行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関するその他の事項は、別に監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年2月末日とする。
- ③ 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- ② 未払いの期末配当金および中間配当金には、利息はつけない。